

ついハメを外し...



# 居酒屋チェーンに60万円

忘年会で社員が暴力を「ス」(東京)。2013 屋で働いていた男性(50) 振るったら、会社が責任 年12月、同社の海鮮居酒屋 が忘年会に参加。2次会 を取らされた。こんな 判決が話題だ。

トラブルが起きたのは 居酒屋運営会社「フーデ ックスホールディング

## 新入社員歓迎会

で同僚から非難を受け、「めんどくせえ」と言い返したところ、殴る蹴るの暴行を受けた。

男性は肋骨を折るなど 30万円の略式命令を受け 15年8月、男性はフーデックスと同僚に対し 約177万円の賠償請求訴訟を起した。

フーデックスは私的な忘年会を禁じていたかは 会社であり、忘年会も禁 じていたと主張したが、 東京地裁は「会社が忘年 会を禁じていても会社は使用 者責任を負う」として同 社と同僚に約60万円の支 払いを命じた。フーデッ クスに問い合わせたところ、「控訴はしない方針。

# ここまでやったら会社

# 賠償命令を受けける

今は新入社員歓迎会の 時期。中年の社員が若手 を連れ回す光景を見かけ る。酔っぱらってトラブ ルを起こし、会社に類が 及ぶようなハメをやりか ねない。

「歓迎会は業務と関連し た行事とみなされ、民事 裁判になったら会社が賠 償命令を受ける可能性が 高いのです。女性社員と デュエットして無理やり

こうした民事裁判では 管理職は酒を控え、宴 会の際々まで監視しなけ ばならない。まずい酒

弁護士の篠原一廣氏に よると、民法715条に よって会社の業務や行事 で損害が生じた場合、使

社員に『もう一軒行こう』 という。賠償額の相場は

数十万円。裁判で負けた 場合、当事者が減給や懲 戒解雇を受ける恐れもあ る。解雇されなくても出 世が遅れるから、サラリ ーマンにとって致命的 だ。